

5月議会臨時会

5月25日、町議会臨時会が開かれました。専決処分承認を求める議案など10議案が審議され、原案どおり可決されました。

■専決処分の承認

・平成20年度南越前町一般会計補正予算

一億六千六百四十万五千円を増額し、八十五億四千七百四十八万千円としました。これは、南越前グアイピングパーク整備の工事請負費の減額等による補正です。

・平成20年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算

一般会計繰入金三百四十万円を減額し、公有建物損害共済金三百四十万円を増額しました(財源補正)。

・南越前町税条例等の一部改正

個人住民税における住宅ローン特別控除の創設及び配当譲渡益に対する軽減税率の延長、固定資産税(土地)の負担調整措置の継続等により改正しました。

- ・南越前町過疎振興対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改められることに伴い、改正しました。

- ・原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改められることに伴い、改正しました。

- ・南越前町国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険税の介護給付金に係る課税限度額の引き上げ等に伴い、改正しました。

- ・南越前町今庄老人保健施設使用料及び手数料徴収条例等の一部改正

紙おむつ使用料等を市場単価と合わせるため、改正しました。

- ・南越前町常勤の特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正

- ・南越前町教育委員会教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部改正

- ・南越前町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告並びに福井県人事委員会勧告に鑑み、平成21年6月に支給する町長、副町長、教育長の期末手当と一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結することに伴い、改正しました。

南越清掃組合

新しいシンボルマーク決定



南越清掃組合の構成枠組みが1市2町となったことから、シンボルマークが新しくなりました。

新しいシンボルマークは、「南越」の頭文字「N」を表現し、3本の線は、越前市、南越前町、池田町の3市町を表現すると同時に、リデュース(排出抑制)、リユース(資源の再利用)、リサイクル(再生利用)の3R運動の推進を表しています。また、きれいな空気と清らかな流れのある自然をイメージしています。

■問合せ 南越清掃組合第一清掃センター

Tel 22-26036

南越清掃組合からお願い

スプレー缶・ライター等の分別にご協力ください

スプレー缶・カセットボンベ・ライターが、燃やせるゴミや燃やせないゴミ、プラスチック製容器包装ゴミと一緒に捨てられた場合、ゴミ収集車やゴミ処理機械の中で火災が発生する恐れがあります。大変危険ですので、左記の分別ルールを守って出してください。

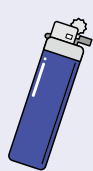
●スプレー缶、カセットボンベ



資源ゴミ収集日に、スプレー缶・カセットボンベ用のかご(赤色のかご)に出してください。

※中身を使い切ってから、屋外の火の気のないところで穴を開けて出してください。

●ライター



有害ゴミ収集日に、有害ゴミ用のかご(乾電池、蛍光灯と同じ赤とグレー2色のかご)に出してください。※中身を使い切ってから、出してください。



■問合せ

南越清掃組合

第1清掃センター Tel 22-26036
第2清掃センター Tel 28-13370